

令和6年度 集団指導 請求上の注意点について

～ 介護訓練等給付・障害児通所給付・相談給付 ～

練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課
障害者給付係



本日の内容

1 よくある請求誤り

- (1) 契約内容情報の不一致
- (2) 受給者証番号の誤り
- (3) 利用者負担額
- (4) 支給量の超過
- (5) 実績の重複

2 返戻と過誤について

- (1) 契約内容情報の不一致
- (2) 受給者証番号の誤り

3 その他

1 よくある請求誤り

(1) 契約内容情報の不一致

(2) 受給者証番号の誤り

(3) 利用者負担額

(4) 支給量の超過

(5) 実績の重複

(1) 契約請求情報の不一致

契約内容
サービスコード

=

受給者証に記載の
決定サービスコード

請求システムの契約情報に、受給者証記載の決定内容とは異なる決定サービスコードを入力すると、請求は**返戻**となります。

例：支給決定...居宅介護 通院介助（伴う）113000で決定
契約情報...居宅介護 通院介助（伴わず）114000で入力⇒**返戻**

契約期間

=

支給決定期間内

支給決定期間の終期が迫りましたら、利用者への更新申請勧奨にご協力下さい。

(2) 受給者証番号の誤り

受給者台帳に登録されていない受給者証番号での請求は
返戻となります。

よくある事例：**18歳到達により受給者証番号が変わった。**

エラーコード	発生理由	再請求方法
EG01・ EG02（児） 受給者台帳に有効な受給者情報が登録されていません。	・地域生活支援サービスの受給者証番号（3000～）を入力 ・児童に対して障害者（2000～）の受給者証番号を入力	入力した受給者証番号を確認し、正しい内容で請求してください。
EG20・ EG45（児） 受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です。	①他の自治体へ転出している。 ②18歳に到達した受給者の請求において 18歳到達前の番号 で請求している。	①転出先の自治体へ請求してください。 ②最新の受給者証番号で請求してください。 ・18歳の誕生日が月の初日 ⇒誕生月から適用 ・それ以外⇒翌月から適用

(3) 利用者負担額

① 上限月額が変更されている。

更新に伴い負担上限月額が変更されることがあります。

0円 ⇔ 9,300円 (4,600円) ⇔ 37,200円

② 上限管理がされていない。

複数の事業所からサービスを受け、月の利用者負担額が上限月額を超過する場合は、調整・管理が必要です。

⇒ 「**利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書**」を支給決定機関に提出してください。

③ 上限管理はされているが、誤りがある。

- ・ 上限管理結果票とは異なる負担額で請求している。
- ・ 上限管理結果票に存在しない事業所からの請求がある。

上限管理事業所番号の相違は、エラーとなり、**返戻**になりますのでご注意ください。

(4) 支給量の超過

サービス提供量

=

受給者証に記載の
支給量の範囲内

複数の事業所と契約する場合

例：決定支給量100時間

最初にA事業所、次にB事業所の順に契約する場合

A事業所

・・・契約支給量30時間で契約

B事業所

・・・残りの70時間の範囲内で契約

(決定支給量100－A事業所との契約支給量30＝70)

受給者証の支給量や他事業所との契約状況を確認の上、契約・サービス提供をして下さい。

(4) 支給量の超過の例



事業所間で確認・調整して、超過分を調整する事業所を決定してください。

【確認・調整の方法について】

①請求内容に誤りが無かったかを確認。

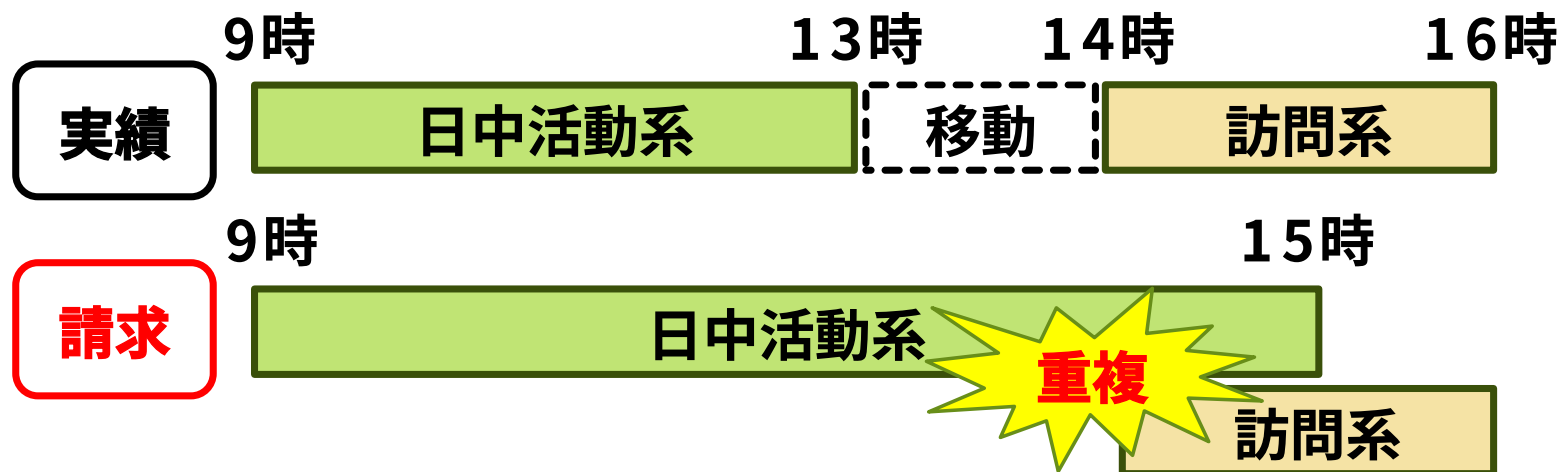
②誤りが無く超過していた場合

- ・自費対応等により、報酬算定しない日にち等を利用者と調整
- ・複数事業所を利用→事業所間で確認・やり取りの上、自費対応等により報酬算定しない事業所を決定。

⇒①②いずれも結果を障害者給付係に連絡。**原則返戻**です。

(5) 実績の重複①提供時間の重複

例：日中活動系事業所（生活介護など）を13時に早退したあと、
居宅介護サービスを14時から利用した場合



日中活動系活動系事業所において、実績を確認せず
定型の時間を入力したため、重複が発生した。

定型ではなく、実績に沿った入力をしてください。

(5) 実績の重複②欠席時対応加算



H30年度

障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A問109より

欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。

このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合はA事業所は欠席時対応加算の算定はできない。

なお、B事業所については基本報酬について算定できる。

2 返戻と過誤について

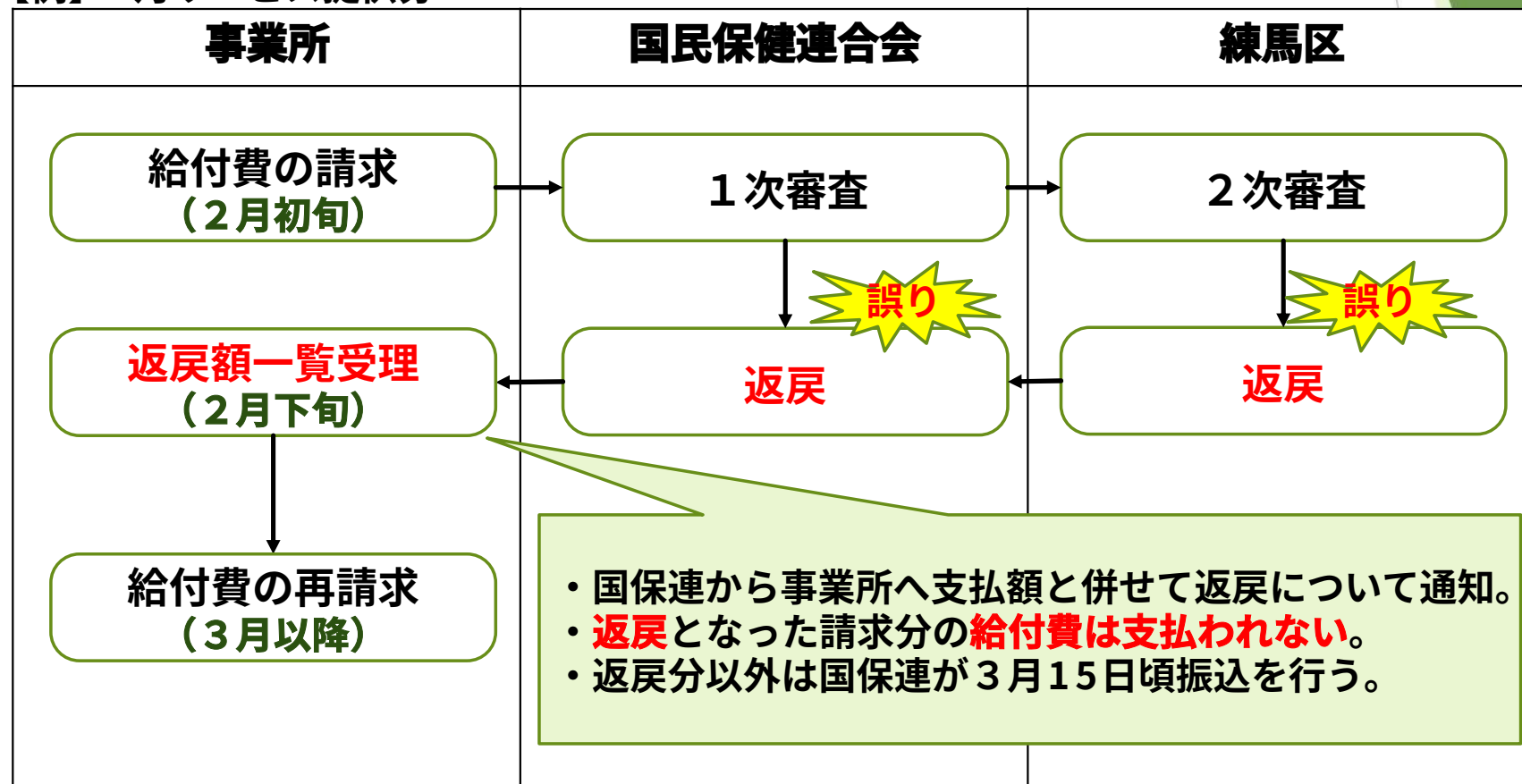
(1) 返戻

(2) 過誤申し立て

(1) 返戻

《返戻》 請求内容に誤りがあった際に、給付費の支払いを行わず、事業所へ請求を返すこと。

【例】 1月サービス提供分



(2) 過誤申し立て

《過誤申し立て》給付費の支払が決定した後、請求内容に誤りが判明した際に、事業所から請求の取り消しを申し立てること。

【例】1月サービス提供分

	手続き	時期	その他
事業所	国保連へ給付費を請求	2月1日～10日	
練馬区	支払決定	2月25日ごろ	
国保連	給付費を事業所へ振込	3月15日ごろ	

支払決定後、請求内容に誤りが判明

事業所	①過誤申立書を障害者給付係へ提出	3月1日～15日	提出期限：毎月15日 オンライン、郵送、持参
練馬区	過誤登録	3月中	
国保連	過誤調整	4月中	
事業所	②国保連へ給付費を再請求	4月1日～10日	過誤申立書提出後、 翌月に国保連へ再請求 ※15日を過ぎて提出した場合、再請求は翌々月 【例】3月25日提出⇒ 5月国保連へ再請求

【例】1月サービス提供分

当初請求額 20,000円
再請求額 19,000円
差額 -1,000円

【4月請求 給付費の計算例】

3月サービス分 80,000円
1月サービス分の差額 -10,000円
振込額 79,000円
(5月振込)

3 その他

(1) 請求事務に関する問合せ先

(2) 請求関係の各種様式など

(3) 各種資料など

(1) 請求事務に関する問合せ先

受給者証に関する問合せ

○障害児・身体障害者・知的障害者・難病患者等 (住所地により管轄が異なります)

練馬総合福祉事務所 障害者支援係 ☎5984-4609

光が丘総合福祉事務所 障害者支援係 ☎5997-7796

石神井総合福祉事務所 障害者支援係 ☎5393-2816

大泉総合福祉事務所 障害者支援係 ☎5905-5272

○精神障害者 (住所地により管轄が異なります)

豊玉保健相談所 ☎3992-1188 北保健相談所 ☎3931-1347

光が丘保健相談所 ☎5997-7722 石神井保健相談所 ☎3996-0634

大泉保健相談所 ☎3921-0217 関保健相談所 ☎3929-5381

返戻・エラー・過誤に関する問合せ

障害者サービス調整担当課 障害者給付係 ☎5984-1021

電子請求に関する問合せ

国民健康保険中央会「介護伝送ソフトヘルプデスク」

E-mail : k-denso@trust.ocn.ne.jp

FAX : 0570 - 059 - 411

TEL : 0570 - 059 - 401

(2) 請求関係の各種様式など

各種様式等【練馬区公式HP】

トップページ＞保健・福祉＞障害のある方＞事業者向け＞

＞請求関係＞**障害者総合支援法請求関係**

- ・同一世帯複数障害児の上限額管理について
- ・特例介護給付費等の請求様式について
- ・介護給付・訓練等給付費、障害児通所給付費の**過誤申立**(取り下げ)の手続きについて

＞請求関係＞**都加算請求関係**

- ・短期入所都加算請求について
- ・グループホーム都加算の請求について

＞就労系障害福祉サービスにおける**在宅支援**の取扱いについて

- ・在宅支援実施届など

＞指定・登録関係

- ・**相談支援事業所**（特定・障害児）の指定手続きについて
練馬区相談支援事業の手引き、相談支援関係書類

(3) 各種資料など

報酬改定関係通知【厚生労働省公式HP】

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者自立支援
給付支払等システム関係資料>報酬算定構造・サービスコード表等>報酬算定構造・
サービスコード表等（令和6年4月施行分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

請求事務ハンドブック【国民健康保険中央会HP】

国民健康保険中央会のサイト>介護・障害者総合支援関係者の皆様へ>
障害者総合支援関係>お知らせ 障害者総合支援関係>請求事務ハンドブック
※サービス提供事業所の方に知っておいていただきたい、請求手続きの大切なポイントが掲載されています。